

## 本市の対応方針

政府は2月1日に「緊急事態宣言」の延長の方針を発表し、大阪府は本部会議を開催し、「緊急事態措置」(\*2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中\*)を延長することとし、国においても閣議決定されました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとし、\*期間を2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中\*とする。

\*ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討

また、「緊急事態措置の延長」を真摯に受け止め、より一層の対策を講じることとする。

### 記

**レッドステージ(非常事態)の対応方針に基づく要請**

※大阪府の資料3-1参照

区域 大阪府全域

期間 レッドステージ2の期間

(令和3年2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中)

\*ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討

内容 特措法第45条第1項に基づく

#### **1. 市民への呼びかけ** 【要請期間】緊急事態措置を実施すべき期間中

- ・不要不急の外出・移動※は自粛すること

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

#### **2. イベントの開催について** 【要請期間】緊急事態措置を実施すべき期間中

- イベントの開催について(市主催(共催)のイベントを含む)

適切な感染防止策を実施したうえで、以下の参加人数、収容率かつ開催時間の範囲内を目安に開催。

## 【収容人数・収容率等】

○【人数上限】5,000人以下

【収容率】屋内：50%以下

屋外：人と人の距離を十分に確保(できるだけ2m)

(特措法第24条第9項に基づく)

○あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

(市主催(共催)は20時まで)

## 3. 施設(事業者)について 【要請期間】 緊急事態措置を実施すべき期間中

### ★特措法第24条第9項に基づく

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)  
バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている  
店舗

⇒営業時間短縮(5時~20時)を要請 ただし、酒類の提供は11時~19時

### ★協力依頼

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、  
展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する  
部分に限る)

⇒・営業時間短縮(5時~20時) ただし、酒類の提供は11時~19時

・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること  
(イベントに関する要請は1月17日~)

遊興施設※、物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)、  
サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)

⇒・営業時間短縮(5時~20時) ただし、酒類の提供は11時~19時

※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

## ★経済界へのお願い

○20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること

(特措法第 24 条第 9 項に基づく)

○「出勤者数の 7 割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること

出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること (特措法第 24 条第 9 項に基づく)

## ★大学等へのお願い

・感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること(特措法第 24 条第 9 項に基づく)

・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること、部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること(特措法第 24 条第 9 項に基づく)

## ★本市公共施設では

・施設ごとに設けた制限を継続するとともに、外出自粛要請を踏まえ、施設の利用時間を原則 20 時までとする。さらなる制限が必要な場合には、新たな制限を設けるなどの対策を講じること。

※既予約分は、20 時までの利用を呼び掛ける。

※緊急事態宣言期間中の予約について、取消を申し出たものについては、キャンセル料を徴収せず、利用料を返還する。

※利用者に対し、会食自粛など、リスクの高い行為への注意喚起を行う。



#### 4. 市立学校の対応について

学習活動については、感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態を継続

##### 【制限を強化する教育活動等】

学習活動は、原則維持したうえで、集団行動を伴う活動については、一部制限を強化

- ・ 修学旅行、校外活動等

宿泊や府県間の移動を伴う活動については、中止または延期

- ・ 部活動

練習試合や合同練習の禁止等

- ・ 卒業式等の式典は、形態を工夫して実施

#### 5. 今年度の事業やイベントの開催の可否や延期などについて

本部会議で議論した内容を担当課と事務局が調整し、適宜見直しを行った上で今年度事業を進めていくこととし、「状況が変われば中止」としていた事業については、中止の方向で検討すること。「規模を縮小し実施する事業」としていた事業については、実施方法の再検討など、さらなる対策を講じること。

なお、今一度事業の必要性を見つめなおし、実施の判断を見直す議論を進めること。また、実施の場合の感染対策(マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握)の強化に努めること。

#### 6. 職場体制について

- ・ 職員及び来庁者の感染予防対策をさらに強化。
- ・ 窓口対応から電話、メール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・ 会議などのあり方をもう一度見つめなおし、対面による会議は、中止または延期し、電話、FAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。

- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークについては、所属長の判断により実施可能な職員から、別に定めるところにより実施する。
- ・20時以降の外出自粛が求められていることに鑑み、緊急やむを得ない場合を除き、20時以降の時間外勤務を命じないこと。
- ・全庁的な交替制勤務は実施しないが、業務継続の観点から実施が必要な場合は人事課と協議を行うこと。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。

緊急事態宣言の発令に伴い、改めて各職場の状況に応じ、出勤者の抑制や接触機会の低減に取り組むなど、状況に応じた業務上の対応策を講じること。

## 7. 職員への周知について

- ・不要不急の外出・移動は自粛すること  
特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること
- ・マスクの徹底(飲食の際も会話時はマスクを着用)
- ・手洗い及び消毒の徹底      ・人と人との距離(1～2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する      ・宴会、飲み会の自粛を徹底すること。
- ・買い物(日用品を除く)、娯楽、会食等の自粛についても徹底を図ること。

## 8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

## 9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

## 10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長